

国民健康保険税納税通知書を 発送します

▼問合せ 税務課
☎62-2153

国民健康保険税納税通知書を、世帯主宛に発送します。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます。（世帯主分の保険税は含まれていません）

国民健康保険税の減免

▼問合せ 税務課
☎62-2153

新型コロナウイルス感染症に係る減免
新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免されます。
対象世帯
①主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った場合
②主たる生計維持者の事業収入や給与収入等の減少が見込まれ、次のアからウのすべてに該当する世帯
ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ 前年の合計所得金額が1、

000万円以下であること
ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
申請方法
原則郵送による申請
※申請用紙は町のHPに掲載
申請期限
7月1日(木)～8月2日(月)
※途中加入者は最初の納期限日
多子世帯の均等割額減免
少子社会への対応及び子育て世帯への支援策の一環として、令和3年度より第3子以降の子どもの均等割を次の要件のもとに全額減免します。
対象 18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で第3子以降の子ども
※18歳以下とは、18歳に到達した年度の3月31日までにいる子であり、年度途中19歳になる子どもは対象外となります。（月割計算はしません。）

介護保険料の減免

▼問合せ 長寿生きがい課
☎62-0718

新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者（65歳以上の方）が次の被害を受けた場合、介護保険料の減免制度があります。
・新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合
・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少し、生活が困難となる見込みがある場合
・新型コロナウイルス感染症により、介護が必要となる見込みがある場合
・新型コロナウイルス感染症により、介護保険料の減免対象となる見込みがある場合

高齢者外出支援タクシー助成券を交付します

▼問合せ 長寿生きがい課
☎62-0718

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証を所有しない方に、タクシー料金の一部を助成します。ご希望の方は郵送で申請してください。
対象 町内に住所があり、運転免許証を所有しない（運転免許証の失効者を含む）令和3年度に66歳以上の方。
※軽度及び重度心身障害者福祉タクシー券を交付された方は除きます。
助成内容
・1回の乗車で複数枚の利用可。
・1枚当たり500円の助成券を1か月当たり2枚～4枚、年度末までの分を一括交付します。
・令和3年度に75歳以上の方は4枚／月、年度末までの分を一括交付します。

・令和3年度に70歳～74歳の方は3枚／月、年度末までの分を一括交付します。
・令和3年度に66歳～69歳の方は2枚／月、年度末までの分を一括交付します
（例）7月申請71歳の場合、9か月×3枚＝27枚
申請月が遅くなると、交付枚数も少なくなります。）
・助成券の有効期限は、令和4年3月31日です。
利用できるタクシー会社
・森林公園交通株式会社
・有限会社東松山交通
・イグチ交通株式会社
・観光タクシー有限公司
・有限会社小川観光タクシー
・福祉限定介護タクシー
・エール介護タクシー
☎080-8889-1927
・介護タクシー青い鳥
☎080-3348-8341
・アストケアタクシー
☎080-4717-8613
※詳細は直接事業者へ
申請手続 申請は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から密を回避するため原則郵送とします。
詳細はお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

高齢者運転免許証自主返納を 支援します

▼問合せ 長寿生きがい課
☎62-0718

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故の防止を図るため、高齢者の運転免許証自主返納支援をします。
対象
・町に住民登録のある70歳以上（返納時）の方
・運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない方
支援内容
・タクシー助成券（1枚500円）15枚（1年間有効）
・1回の乗車で複数枚の利用可。
・運転経歴証明書の交付手数料の一部（1,000円）の助成

り、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子供をいいます。
給付対象者 埼玉県内に在住する、令和2年4月1日以降に交通遺児等になられた方（交通遺児等になった日現在18歳以下）
給付額 子供1人につき10万円
（1回のみ）
申請期限（給付時期）
・8月31日(火)（11月給付）
・令和4年2月28日(月)
（令和4年5月給付）
申請書類 地域支援課窓口で配布
提出先 みずほ信託銀行浦和支店
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂2-6-18

7月は虐待ゼロ推進月間

▼問合せ
☎62-0718

虐待を防止し、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。（IP電話を御利用の方、都県境にお住まいの方などは048-762-7533へ）

野焼き（野外焼却）は 禁止されています

▼問合せ 環境課
☎62-0719

★詳細は埼玉県ホームページを御覧ください。
廃棄物の野焼き（野外焼却）は、次の場合を除き禁止されています。
野焼き禁止の例外
・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却。
・農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却。
※廃プラスチック（農業用ビニール等）の焼却は含まれません。
・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なものやむを得ず軽微な焼却をする場合
・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
・風向きや強さ、時間帯を考慮する。
・ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする。
などの配慮をお願いします。



埼玉県ホームページ

空き地等の草木の適正な管理を お願いします

▼問合せ 環境課
☎62-0719

空き地や空き家等の所有者または管理者は、敷地内の雑草を繁茂させないよう、また庭木が隣の敷地や道路にまで影響を与えないよう、適正に管理しなければなりません。適正管理が行われないと、周辺住民の生活環境の悪化を招くこととなります。
空き地等の放置による環境悪化の例
・隣接地にまで雑草や木の枝が伸びて、ご近所迷惑となる。
・草木が茂ると農作物や人に対する害虫の発生場所となる。
・雑草の花粉等によるアレルギーの原因となる。
・ごみを不法投棄されてしまう恐れがある。（悪臭等の原因）
・交差点などの角地では、草丈が伸びて見通しが悪くなり、交通事故に繋がる恐れがある。
・タバコの投げ捨てや放火による枯れ草火災の原因となる恐れがある。

交通事故被害者の ご家族への援護金

▼問合せ 埼玉県交通安全対策協議会
☎048-825-2011

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内に住むの交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。
※「交通遺児等」とは、交通事故によ